

京都市左京区長谷住宅地区建築協定

建築協定区域

京都市左京区岩倉長谷町及び
岩倉忠在地町の各一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条第1項に定める建築協定区域内における建築物の用途、形態及び敷地について協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

■建築物の用途に関する基準

第6条 協定区域内においては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

- (1) 一戸建て専用住宅
- (2) 住宅で次に掲げる用途を兼ねるもの
 - ア 事務所
 - イ 日用品の販売を目的とする小売店舗
 - ウ 診療所
 - エ 理髪店又は美容院
 - オ アトリエ
 - カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設で、第10条に定める京都市左京区長谷住宅地区建築協定委員会（以下「委員会」という。）が認めるもの
- (3) 石倉地区区民集会所

■建築物の形態等に関する基準

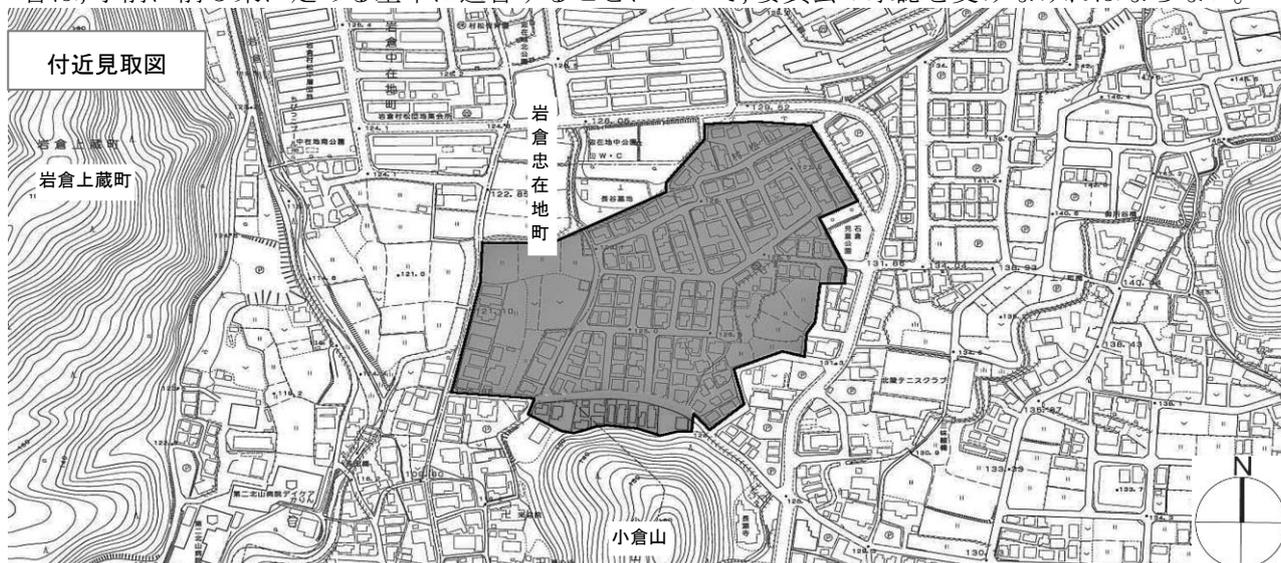
第7条 建築協定区域内の建築物の地上階数は、2以下としなければならない。

■建築物の敷地に関する基準

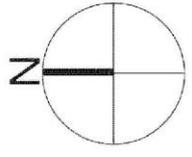
第8条 建築物の敷地の地盤面（この協定の許可の公告があった日（以下「基準時」という。）における地盤面をいう。）を変更してはならない。ただし、委員会が環境上支障ないと認めたものはこの限りでない。

■土地の所有者等の責務

第9条 建築協定区域内の土地の所有者等は、この協定に定める事項に関する工事又は行為を行う場合は、事前に前3条に定める基準に適合することについて、委員会の承認を受けなければならない。



京都市左京区長谷住宅地区建築協定区域図



建築協定地域

建築協定区域

建築協定区域隣接地

※区画内の数字は登録上の地番
(特記なき場合は岩倉長谷町 地番の前に「忠」とある場合は岩倉忠在町)